

# 意見書案提出書

## 危険なバス停の安全性確保対策を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和3年12月16日

神奈川県議会議長 小島健一 殿

神奈川県議会議員	細谷政幸
同	綱嶋洋一
同	榊晴太郎
同	飯野まさたけ
同	柳下剛
同	古賀照基
同	佐々木正行
同	嶋村ただし
同	相原高広
同	土井りゅうすけ
同	松本清
同	たきた孝徳
同	曾我部久美子

## 危険なバス停の安全性確保対策を求める意見書（案）

平成30年、横浜市西区のバス停に止まった路線バスが横断歩道を塞ぎ、児童がそれを避けて交差点を渡る際、車にはねられ死亡するという痛ましい事故が発生した。

この事故をきっかけに、横断歩道や交差点付近で、交通事故の危険性がある危険なバス停の調査や対策が進められている。しかしながら、新聞報道によれば、全国で1万箇所以上もあることが明らかとなった。

そのうち、移設や廃止などの安全対策が実施されたのは約1割超の1,400箇所程度となっている。本県では732箇所、安全対策が実施されたのは、6%にあたる42箇所であり、690箇所もの危険箇所が存置されている。

国では、バス停の安全性確保対策のため、都道府県ごとにバス協会、警察、道路管理者、地方自治体等とともに、バス停留所安全性確保合同検討会を設置し、対策の検討を進めているが、バス事業者の経営状況が厳しく、移設費や人手不足などといった課題もある。

また、本年6月、千葉県八街市で小学生の列にトラックが突っ込み、児童5人が死傷した事故を受け、国が全国の通学路の合同点検を行った結果、調査中であるものの、全国には1万数千箇所を超える安全対策が必要な通学路があるとの報道がなされた。

本県では、各市町村教育委員会と学校、警察などが合同で点検した結果、途中経過であるものの、約5,000箇所の危険な通学路が確認されており、その中には、危険なバス停が含まれている。これ以上、子どもが犠牲となる痛ましい事故が起きる前に、危険なバス停の安全対策とともに通学路の安全対策が急務である。

よって政府は、関係各所との連携を一層強化し、危険なバス停の移設・廃止、ハード対策、看板設置などの注意喚起の対策等、交通安全確保に向けた財政支援を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
国土交通大臣  
国家公安委員会委員長

） 殿

神奈川県議会議長

意見書案提出書

政党交付金の廃止を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和3年12月16日

神奈川県議会議長 小島健一 殿

神奈川県議会議員	井坂新哉
同	君嶋ちか子
同	石田和子
同	大山奈々子

## 政党交付金の廃止を求める意見書（案）

今、国会議員への文書通信交通滞在費のあり方が問題になっている。一人1か月100万円、年間1,200万円に上る多額な税金が使われている。日割りにするのは当然であるとともに、その目的・金額や公表のルールなど、国民が納得できる形で合意していくことが必要である。一方、国会議員・政党に関わる税金の使われ方を考えれば、政党交付金（いわゆる政党助成金）こそ改める必要があると考える。

政党交付金は、毎年、約320億円、議員一人当たりになると、年間の議員報酬より高額な4,500万円になる。国民一人当たりの負担は250円になり、国民は自ら支持しない政党に対しても強制的に寄付させられることになる。このような制度は「思想・信条の自由」や「政党支持の自由」を侵す、憲法違反の制度であると考えられる。

政党交付金は、88年に発覚したリクルート事件を契機に、佐川急便事件、金丸脱税事件など国民から大きな批判を受けた「金権政治」の大本にある「企業・団体献金」と引き換えにという名目で導入された。しかし、実際には、政党本部・支部への企業・団体献金は温存され、もう一方で国民の税金である政党交付金を受け取り、二重取りが続けられている。

政党は、何よりも、国民の中で活動し、国民の支持を得て、その活動資金をつくるということが基本である。政党が、国民・有権者・個人から「浄財」を集める努力をしないで、税金頼みになるということは、議会制民主主義を歪めることになる。

政党助成法の制定時には、5年後の見直し規定があったが、見直しをしなかった。コロナ禍のなかで、生活や営業が立ち行かなくなっている多くの国民の生活支援が必要な中で、こうした税金の使い方は国民の理解を得られないと考える。

よって国会及び政府は、今こそ政党交付金のあり方に踏み込んで議論し、廃止することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆	議	院	議	長	}	殿	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
総	務	大		臣			

神奈川県議会議長

意見書案提出書

石炭火力発電所の新增設計画の中止を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和3年12月16日

神奈川県議会議長 小島健一 殿

神奈川県議会議員	井坂新哉
同	君嶋ちか子
同	石田和子
同	大山奈々子

## 石炭火力発電所の新增設計画の中止を求める意見書（案）

2021年10月31日から11月13日までイギリスのグラスゴーで国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）が開催された。

この会議で合意した成果文書では「世界の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求することを決意する」と明記され、実質上、パリ協定の目標を2℃未満から1.5℃未満へと強めることとなった。また、積み残されていたパリ協定の「ルールブック」も決まり、パリ協定が完全に運用されることとなった。

今回の成果文書の採択に当たっては、石炭火力発電が注目され、議長案の「段階的に廃止」から最終的には「段階的に削減」となったが、石炭火力発電の削減など具体的な対策に言及することは異例なことであり、EUの代表は「表現は弱まっても、石炭の廃止に向かう方向性は確実に示された」として「歴史的な採択だ」と評価している。

また、グテーレス国連事務総長は、3月に経済協力開発機構（OECD）加盟国に2030年までに石炭火力発電を段階的に廃止するよう求め、G7には、6月のサミットに具体的な廃止計画を示すよう要請した。G7では、フランスが2022年、イギリスは2024年、イタリアは2025年、カナダ、ドイツは2030年までの廃止目標、アメリカは2035年までに発電に伴う二酸化炭素排出をゼロにする目標を掲げたが、日本だけが、廃止目標を掲げることができなかった。

現在、日本国内では、建設中の石炭火力発電所を含め今後9基の石炭火力発電所を建設予定であり、エネルギー基本計画でも、石炭火力発電の電源割合を2030年で19%に維持するとされている。とりわけ、神奈川県内の横須賀市では、現在新たな石炭火力発電所の建設中であり、このままでは2030年以降も石炭火力発電を続けることとなる。

さらに、政府は、バングラデシュやインドネシアの石炭火力発電所の建設に向けたODA支援を積極的に検討するなど、国外の石炭火力発電所への資金提供も進めようとしている。

世界では、石炭火力発電からの撤退の流れが進んでいるにもかかわらず、日本国内に新たに石炭火力発電所を建設することは、2050年の温室効果ガスの実質排出ゼロの目標達成にも、石炭火力発電の段階的削減にとっても逆行するといわざるを得ない。

よって政府は、石炭火力発電の電源割合を19%に維持するとしたエネルギー基本計画を見直し、石炭火力発電の段階的な廃止及び、現在建設中のものを含む石炭火力発電所の新增設計画の中止に向けた措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣  
総務大臣  
経済産業大臣  
環境大臣

） 殿

神奈川県議会 議長

意見書案提出書

選択的夫婦別姓制度の法制化に関する意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和3年12月16日

神奈川県議会議長 小島健一 殿

神奈川県議会議員	井坂新哉
同	君嶋ちか子
同	石田和子
同	大山奈々子

## 選択的夫婦別姓制度の法制化に関する意見書（案）

2020年3月、本県議会として「選択的夫婦別姓制度についての議論を求める意見書案」が、可決され、国に提出された。以来、1年7か月を経て衆議院選挙ではジェンダー課題のなかでも選択的夫婦別姓が争点となり、9政党へのアンケートも行われた。公明党、立憲民主党、国民民主党、共産党などは早期導入の立場で回答し、自民党も国民の声や時代の変化を受け止めると回答している。

2020年10月に選択的夫婦別姓・全国陳情アクションが行った「47都道府県 選択的夫婦別姓 意識調査」によると、7,000名から回答を得、全国では70.6%が選択的夫婦別姓に賛成、一方で反対は14.4%という圧倒的な結果となった。

夫婦同姓を義務付けている国は日本以外にない。国連の女性差別撤廃委員会は、2003年と2009年の勧告で民法の夫婦同姓規定について「差別的だ」と批判、選択的夫婦別姓制度の導入を求めている。婚姻に際して夫婦いずれか一方が改姓を余儀なくされる制度のもとにあって改姓によってそれまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や、法的根拠のない旧姓の使用で、不利益・混乱、精神的苦痛を生じる例は多い。上述の調査では、「別姓が選べないために結婚を諦めたことや、事実婚を選択したこと」が「ある」と答えた人が94人、1.3%の人が結婚という人生の大きな選択を妨げられていることを示している。ところが、事実婚の夫婦には、相続権や共同親権が認められない。政府は世界でもまれな現行法が個人の権利を侵害している現状を認識し改善すべきである。

さらに、現行法の下で改姓したのは女性側が96%という結果も明らかになった。女性社長率が唯一20%を超える沖縄において40代以下の女性の反対がゼロ、全世代で賛成が反対の10倍を超えていることは象徴的であり、女性の活躍推進のために法整備が切望されている。また少子化が進む現在において、一人っ子同士の結婚で愛着ある家名の存続をはかるために別姓使用を可能にする法改正を求める声もある。

選択的夫婦別姓は、「家族で同じ姓の方が一体感が深まる」と考えるカップルは引き続き夫婦同姓を、別姓が必要なカップルは別姓を選択できるようにするものであり、旧姓使用にも一般的な法的効力を認める仕組みであり、2020年2月までの20年間に地方議会から提出された選択的夫婦別姓制度を求める意見書は373件にのぼる。

よって国会及び政府は、国際情勢、世論調査の実態を踏まえ、両性が平等に婚姻生活や社会生活を送り、それぞれの個性と能力が発揮できる社会の構築にむけて選択的夫婦別姓制度を法制化されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
内閣府特命担当大臣  
(男女共同参画)  
女性活躍担当大臣

殿

神奈川県議会議長

# 意見書案提出書

高齢者の雇用を促進するための環境整備を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和3年12月16日

神奈川県議会議長 小島 健一 殿

神奈川県議会議員	亀井 たかつぐ
同	谷口 かずふみ
同	西村 くにこ
同	渡辺 ひとし
同	小野寺 慎一郎

## 高齢者の雇用を促進するための環境整備を求める意見書（案）

働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮できる環境を整備するため、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部が改正され、令和3年4月1日に施行された。それに伴い、従業員が70歳になるまで就業機会を確保することが事業主の努力義務となった。我が国の就業人口は45歳以上が55%を占め、今後更に高齢労働者の割合が高まることから、その活用が企業の労働力確保にとって重要度を増すことは確実である。

しかし、60歳代後半への就業拡大には課題も多い。独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「JILPT」という。）実施の「60代の雇用・生活調査（個人調査）（以下「JILPT個人調査」という。）」によると、定年後に同じ会社で継続して仕事をした人の82.3%は、定年到達直後に賃金が減少している。再雇用等で非正規雇用による就業を継続しても、賃金などの処遇が定年前より大幅に悪化すれば勤労意欲が低下することは避けられず、生活の維持も困難となる。高齢者が十分納得して働くためには、能力の発揮が評価され、反映される賃金体系の構築が喫緊の課題である。

高齢者は若年世代や中年世代と比べて新しい技術等への対応が難しく、定年到達前にスキルを習得することが望ましい。それにもかかわらず、JILPT実施の「高齢者の雇用に関する調査（企業調査）」によると、60歳に到達する前の従業員に能力開発を行っている企業はわずか1.8%である。また、JILPT個人調査によると、個人で高齢期のキャリアを意識して職業能力開発等を行ったことのない高齢者は65.4%にのぼり、高齢期のキャリアを見据えた能力開発の取組を進めていくことが必要である。

加えて、高齢者には健康状態に不安を抱える人も少なくない。

70歳まで、その人らしく生き生きと働き続けるためには、労使双方への支援が必要である。

よって政府は、同法の趣旨を実効あるものとするため、次の対策に取り組まれるよう強く要望する。

- 1 定年の延長や定年制の廃止に向け、就業規則や賃金体系の改定に取り組む事業主に対し、技術的支援の充実を図ること。
- 2 70歳就業時代を見据え、職業能力の開発とキャリア形成に取り組む労働者と、定年到達前から必要に応じて従業員のスキルの習得・向上に取り組む事業主に対する支援の充実を図ること。
- 3 加齢に伴う健康状態の変化に配慮した働き方に対応するため、中小企業者等を対象に、職場環境の整備等への補助の充実を図ること。また、時短勤務やテレワークなど、柔軟な働き方の導入について支援の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
新しい資本主義担当大臣

殿

神奈川県議会 議長